

新型コロナウイルス禍に関する神戸女学院大学の行動基準方針

レベル	授業	学生の登校	課外活動
5	全休講(可能なものは遠隔授業で継続)	禁止	全面禁止
4	遠隔を原則とする	授業などの用件 のための登校の み可能	
3	どうあっても対面授業でなくてはならないものは、教員が届け出の上対面授業を行う。他の授業は遠隔対応。		
2	どうあっても対面授業である必要があるもの、および必修科目については対面授業。選択必修科目について授業提供部署において決定。他は遠隔を推奨。	授業、課外活動などの用件以外での登校は推奨しない。	届け出の上許可されたものについて感染拡大防止に最大限留意して、活動を実施
1	感染拡大防止に最大限留意して、対面授業を中心とした授業形態とする。ただし、授業登録人数および教育的効果の観点から遠隔が適切なものについては遠隔のみの提供を可能とする。(遠隔対応を必要とする人数については別途定める)	感染拡大防止に最大限留意して、登校可	
0	通常通り		